

「長崎県消費生活審議会」委員の公募要領

県では、「長崎県消費生活審議会」の委員を下記のとおり募集いたします。

長崎県消費生活審議会は、県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の規定により消費者と事業者間のトラブルを解決するための調査審議及び調停を行うほか、消費生活の安定や向上に関する重要な事項の審議をしています。この審議等にあたり、広く県民の皆さまからのご意見をいただくために、委員の一部を公募いたします。

募集期間は、

平成25年7月9日(火)から平成25年8月16日(金)までです。
(当日消印有効)

募集委員の人数は、4人です。

応募資格は、

年齢20歳以上で、県内に居住している方を対象とします。(公務員等は除く。)

任期は、

原則として、平成25年9月1日から平成27年8月31日までです。

活動内容は、

長崎県消費生活審議会へ出席していただき、提言や審議をしていただきます。
(会議は年1回程度開催する予定です。)
会議開催の際は、交通費等(県の基準による。)をお支払いします。

応募方法は、

「長崎県消費生活審議会委員・応募申込書(別紙)」に必要事項を記入し、「消費者行政に求められるもの」「消費者被害の防止対策について」のどちらかのテーマでのご提言、ご意見等(800字程度の小論文)を添えて、郵送によりお申し込みください。なお、小論文の書式は自由です。

選考：小論文による選考を行います。

応募先：〒850-8570

長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階

長崎県県民生活部 食品安全・消費生活課(長崎県消費生活センター)

電話(代表)095-824-1111(内線 2318)

(直通)095-895-2318

「長崎県消費生活審議会」委員・応募申込書

ふりがな		
お名前		
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日 (歳) 男・女
ご住所	(〒 -) TEL	- -
ご連絡先	(〒 -) TEL	- -
活動経験	国・県・市町村の審議会等の委員、モニター等の経験	
	その他の活動の経験	

【記入上の注意】

「活動経験」欄は差し支えない範囲で記入して下さい。

「審議会等」には、協議会、懇話会等を含みます。

「その他の活動経験」には、例えば、産業、福祉、文化、地域振興、環境、消費生活、青少年、女性団体等の団体やグループ・サークルでの活動経験あるいは著作や講演など、主なものを記入してください。

【添付書類】

【消費者行政に求められるもの】、**【消費者被害の防止対策について】**のどちらかのテーマでの提言、意見等（800字程度の小論文）を添えて提出してください。

【応募先】 〒850-8570 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階
 長崎県県民生活部 食品安全・消費生活課（長崎県消費生活センター）
 （電話：095-895-2318）

【応募期限】 平成25年8月16日（金）まで（当日消印有効）